

大学閉鎖期間の授業料返還の要求

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年4月12日）

この度の新型コロナウイルス関連での対応でお疲れのところと存じます。

さて、ご存知のように、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、ゴールデンウィークまでの授業の一斉休講、さらに各図書館の閉鎖などの措置が取られています。部局によっては研究室への立ち寄りも禁止されています。

したがって、しかたのないこととはいえ大学のリソースや研究場所をほとんど使うことができず、勉強・研究に著しく支障が出ています。

学生の立場からすると、このような状況で例年通りの授業料を支払うことには疑問を抱かざるをえません。少なくとも前期のうち、1ヶ月間は大学からの教育・研究支援サービスを一切受けられないのですから、前期授業料の26万7900円を4分の3倍(授業期間4月-7月の4ヶ月間から1ヶ月分の授業料を減じた計算)した20万925円が今年度前期の授業料としては妥当でしょう。あるいは、6分の5(前期6ヶ月分のうち1ヶ月分の授業料を減じた計算)を乗じた22万3250円でも一応道理は通ります。

前期授業料の振込が目前に迫っていることを考えると、具体的な方法としては、前期授業料はそのまま徴収し、後期授業料を上記金額に減免するというのがいいのではないのでしょうか。

あるいは、一律に全学生を対象にするのが難しいなら(それが筋だとは思いますが)、今年度後期のみ授業料減免制度の世帯所得制限を撤廃して実質的に全学生を対象とするというようなやり方も考えられます。

とにかく、大学のリソースや研究場所を一切使うことができない期間が1ヶ月近く、あるいはそれ以上発生するのですから、経済面で何らかの措置は必要ではないでしょうか！ お忙しいとは思いますがご検討のほど、ぜひお願いいたします！

【回答】（回答日：2020年5月12日）

（回答者：教育推進・学生支援部）

「休構と学費の関係について」（投稿日：2020年4月1日、回答日：2020年4月20日）で回答したとおりです。

なお、令和2年4月30日付けで、「【重要】新型コロナウイルス感染症の影響により授業料納付が困難になった方へ」を通知しています。新型コロナウイルス感染症の影響

により、授業料免除等の追加申請を実施することとしました。

併せて、令和2年4月30日付けで、「【重要】令和2年度前期授業料納付期限の延期について」を通知しています。新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、当初5月末としていた授業料の納付期限を8月下旬まで、延期することとしました。

「【重要】新型コロナウイルス感染症の影響により授業料納付が困難になった方へ」は以下のホームページに掲載しています。

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/gakusei/news/2020/200430_1.html

「【重要】令和2年度前期授業料納付期限の延期について」は以下のホームページに掲載しています。

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/gakusei/news/2020/200430_2.html